

家庭用衣類乾燥機契約

(選 択 約 款)

第 1 種 (ふわっと料金)

第 2 種 (ふかふか料金)

2 0 2 3 年 9 月 1 日

日本海ガス株式会社 (F0003)

目 次

1.	目 的	1
2.	この選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	2
5.	契約の締結及び契約期間	2
6.	使用量の算定	3
7.	料 金	3
8.	基本料金の調整	3
9.	契約年間使用量超過料	4
10.	設置の及び使用の確認	5
11.	その他	5
	付 則	5
(別表)		
1.	料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2.	料金表	6

1. 目的

この選択約款は、家庭用衣類乾燥機の普及を通じ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ①供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ②契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各月のガス使用予定量をいいます。
- (2) 「契約年間使用量」とは、契約で定める1年間の契約月別使用量の合計量をいいます。

なお、5(3)もしくは(4)の規定及び、契約満了日以前に解約又は契約種別の変更が生じた場合により、契約期間が1年間に満たない場合は、契約期間の契約月別使用量の合計量とします。
- (3) 「実績年間使用量」とは、契約で定める1年間の契約月別使用量実績の合計量をいいます。

なお、5(3)もしくは(4)の規定及び、契約満了日以前に解約又は契約種別の変更が生じた場合により、契約期間が1年間に満たない場合は、契約期間の契約月別使用量実績の合計量とします。
- (4) 「衣類乾燥機」…エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行うことを主な目的

とした燃焼機器、又はエネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うシステムをいいます。ただし、暖房機能を有する機器を除きます。

- (5) 「専用住宅」・・・居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (6) 「併用住宅」・・・店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「住居部分」・・・居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部、又は併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」・・・消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に、地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (10) 「基本料金」・・・8に定める基準基本料金又は調整基本料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、家庭用として衣類乾燥機を専用住宅又は併用住宅に設置し、他のガス機器の設置及び使用が無く、その同一需要場所におけるガス使用量を1個のガスメーターで算定する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) お客さまは、適用するガス料金等の諸条件を定めた家庭用衣類乾燥機契約第1種（ふわっと料金）、家庭用衣類乾燥機契約第2種（ふかふか料金）のいずれかを、当社との間で締結していただきます。
- (2) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (3) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (4) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する年の12月31日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する年の12月31日までといたします。
- (5) 契約種別を変更する場合の変更後の契約期間及び他のガス小売事業者から当社へ変更してガスの使用を開始する場合の契約期間は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日（契約

成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日から、その定例検針日が属する年の12月31日までといたします。

- (6) 契約満了日以前に解約又は契約種別の変更の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了となる12月31日の翌日から1年間(翌年1月1日から12月31日まで)継続するものとし、以後これにならうものいたします。
- (7) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は本契約における契約種別以外の料金種別への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合は、この限りではありません。
- (8) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別(ガス小売供給約款に定める料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針を行った日及び当該月の検針を行った日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針を行った日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針を行った日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

当社は、別表の2. 料金表を適用して、料金を算定いたします。

8. 基本料金の調整

- (1) 当社は、毎年、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の各基準基本料金に対応する調整基本料金を算定いたします。この場合、基準基本料金に替えてその調整基本料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整基本料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整基本料金(1か月及びガスメーター1個につき)

$$= \{ \text{基準基本料金} / \text{契約月別使用量} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \} \times \text{契約月別使用量}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整基本料金(1か月及びガスメーター1個につき)

$$= \{ \text{基準基本料金} / \text{契約月別使用量} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \} \times \text{契約月別使用量}$$

(備考)上記の算式によって求められた計算結果の1円未満を切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

134,360円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各年における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9788 \\ + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0231$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 契約年間使用量超過料

(別表)2.料金表(2)料金表1について、お客さまの実績年間ガス使用量が契約年間使用量を超過した場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間使用量超過料といたします。

$$\text{契約年間使用量超過料} = \left\{ \left[\begin{array}{c} \text{実績年間} \\ \text{ガス} \\ \text{使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{契約年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right\} \times \left[\begin{array}{c} \text{超過単位料金} \end{array} \right]$$

契約年間使用量超過料は、超過が発生した年の翌年3月に当該月のガス料金に合算して申し受けるものとし、超過料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

ただし、解約又は契約種別の変更が伴う場合の契約年間使用量超過料は、当該契約の最終分のガス料金に合算若しくは別途請求により申し受けるものいたします。

10. 設置及び使用の確認

(1) 当社は、4に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合、お客さまには正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきません。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、又は4に定める適用条件を満たしていないと当社が判断した場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款に基づく契約を解約することがあります。

(2) 衣類乾燥機以外のガス機器の設置及び使用など、4に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2023年9月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 各月の料金は基本料金による定額料金制といたします。基本料金は基準基本料金又は8の規定により調整基本料金を算定した場合は、その調整基本料金にて算定いたします。

(2) 料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

(3) 調整基本料金の適用基準は、次のとおりといたします。

料金算定期間の末日が1月1日から12月31日に属する当年各月の料金の算定にあたっては、前々年10月から前年9月までの平均原料価格に基づき算定した調整基本料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 区分

料金表1 家庭用衣類乾燥機契約第1種(ふわっと料金)に適用いたします。

料金表2 家庭用衣類乾燥機契約第2種(ふかふか料金)に適用いたします。

(2) 料金表1(消費税等相当額を含みます。)

1) 基準基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,214.00 円
------------------	------------

2) 調整基本料金

1)の基準基本料金をもとに8の規定により算定した基本料金といたします。

3) 超過単位料金

1立方メートルにつき	316.80 円
------------	----------

4) 契約使用量

各年1月から12月の契約月別使用量を7立方メートルとし、契約年間使用量を84立方メートルといたします。

(3) 料金表2(消費税等相当額を含みます。)

1) 基準基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,406.00 円
------------------	------------

2) 調整基本料金

1) の基準基本料金をもとに8の規定により算定した基本料金といたします。

3) 契約使用量

各年1月から12月の契約月別使用量を14立方メートルとし、契約年間使用量を168立方メートルといたします。